実習

演習

として行われるものとする。この表に定める研修の課程は、	(注)
別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象	

障害				行われるものとする。	行われる
		st程を修了した者を対象│ │	一の研修の理	9る研修の課程は、別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了	の 表 に 定 め
居宅				計	合
ス障が害			八	3所、保健所等の保健福祉に係る公的機関の	見学事務所、
る福 講祉	講義	うの			
	区分	実事			
第	別表第三	_`体部			
サ身 体		ごスセンター等、知的障害者デイザービスセンターを			
/ / 記	S R E	に関する実習、身体障する実習、身体障がの他の関係に必要な業務に必要な業務に必要な業務がある。			
ト i	TURNET THE PROPERTY OF THE PRO	業者こ付する指連携、他の居宅			
レク目		ビスを提供するによる。			
宝 介 包 讀		隻実習、也の呆が困難な者に対	七六		介護実習
演習			六	福祉用具の操作法に関する演習	福祉用具
福 '祉	演習		<u>-</u>	支援が困難な事例に関する演習	支援が困
医学			ΞΟ	介護技術に関する演習	介護技術
相談					う。) に関
家事				ての他の便宜の提供を行体されるよう、サービス	者どがとので
介護				5年成するとともこ、当该計画こ基づくけーン、利用するサービスの種類、内容等を定めっることができるよう、当該利用者の希望等	た計画を作成する おいま おいま おいま おいま しい 利用する ことが かいま
障害			六	むために必要なサービスト(サービスの利用者が	て 日 ア マ マ ネ
			_ 六)関連する領域の基礎的な知識に関する講義	医学等の
居宅				な業務に関する講義に関する講義が、「同し」では、	めに必要
ス障 並害		nitt of Anna and Anna		をいう。以下同ご。と適切かつ円骨こ是共すると他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することその他の居宅介護(居宅において行われる介護その「おい」が、お話しています。	を他それ いののの う日他の 。常のi
る社 際会	講義	義を うこと。 事例の検討に関する講	<u>-</u>	#隽、也の居宅个獲従業者こ对する指導監督院療サービス又は福祉サービスを提供する	者他 との の保 連健
	区分	こと。			
(第	別表第二	事例の検討に関する講	<u>_</u> 八	介護技術に関する講義	

					5
			講義	区分	III (int)
障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義	居宅介護に関する講義	ス並びに社会保障制度に関する講義障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービ	る講義 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関す	科目	
三	Ξ	四	Ξ	時間数	
	うこと。 同理に関する講義を行 信理に関する講義を行			備考	

													<u> </u>			
叧	 IJ															
一身			実習				演習								講義	区分
17.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.		サービスセンター 等のサービス提供現場の見学身体障害者デイサービスセンター、知的障害者デイ	介護実習	レクリエーションに関する演習	居宅介護計画の作成等に関する演習	介護技術に関する演習	演習 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	相談援助に関する講義	家事援助の方法に関する講義	介護技術に関する講義	障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義	居宅介護に関する講義	ス並びに社会保障制度に関する講義障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービ	る際の基本的な考え方に関する講義社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供す	科目
	= 0	六	_ _ 四	三	五	=	四	八	四四	四四	_ _	一四四	五	六	六	時間数
			を行うこと。 居宅介護に関する実習 における介護実習及び 身体障害者療護施設等								こと。 義に四時間以上充てる 事例の検討に関する講		時間以上充てること。倫理に関する講義に二居宅介護従業者の職業			備考